

# 道営住宅における電子申請事務処理要領

平成26年4月1日  
平成27年2月20日  
平成29年11月21日  
令和3年(2021年)3月 日

## 第1 趣旨

この要領は、道営住宅における入居申込等の一部申請等に関し、電子申請により事務処理することについて、北海道営住宅条例(平成9年条例第11号。以下「条例」という。)、北海道営住宅条例施行規則(平成9年規則第42号。以下「規則」という。)及び北海道公営住宅入居選考要綱、北海道公営住宅入居選考事務処理要領(以下「要領」という。)並びに道営住宅駐車場管理要綱(以下「要綱」という。)、道営住宅等の社会福祉事業への使用許可に係る事務処理要領(以下「使用許可に係る事務処理要領」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## 第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 建設指導課 各総合振興局及び振興局に置かれる建設指導課をいう。
- 2 共同システム 北海道電子自治体共同システムをいう。
- 3 電子申請 共同システムの使用により申請するものをいう。

## 第3 電子申請できる申請等

- 1 規則第6条第1項に規定する入居の申込
- 2 規則第11条第1項に規定する同居承認に係る申請書
- 3 規則第13条第1項に規定する入居承継に係る申請書
- 4 要綱第4条及び第5条に規定する使用の申込
- 5 使用許可に係る事務処理要領第5条第1項に規定する申請書

## 第4 電子申請による入居申込みの受付

### 1 共同システムによる事前設定

(1) 建設指導課は、入居開始までの期間等を勘案の上、公募業務を所管する指定管理者の意見等も踏まえ、電子申請による受付開始から終了までの日時を決定するものとする。

ただし、受付最終日を除き、受付時間の制限を設けないこととする。

(2) 建設指導課は、前号による決定後、共同システムへの設定を行うものとする。

《設定1》

《設定2》

北海道電子自治体共同システム  
総合窓口 (職員用ホーム)

未ログイン

マイページ

利用者ID 51310005

パスワード

ログイン

ログインできません

ホーム

お知らせ

現在、表示対象の情報はありません。

北海道電子自治体共同システム  
総合窓口 (手続管理者用マイページ)

北海道 石狩振興局産業振興部建設指導課 主査(建設住宅)

マイページ

ログアウト

メニュー

電子申請

簡易申請

手続管理者用メニュー

手続管理

利用者情報の変更等

ホーム

お知らせ

現在、表示対象の情報はありません。

業務案件

業務名	状況
電子申請	受付依頼中 0件 受付中 0件 審査中 0件 審査終了(納付待ち) 0件 審査終了(受付待ち) 0件 簡易申請書発行待ち 0件 通知書送達待ち 0件 通知書発行待ち 0件 通知書未取得 0件

《設定3》

《設定4》



《設定5》

《設定6》



《設定7》

《設定8》



(3) 電子申請による受付期間は、事務処理の期間等も考慮し、電子申請以外の方法による受付期間よりも短縮することができるものとする。

なお、受付期間を短縮する場合は、募集案内書等にその旨を明示すること。

2 募集案内書等の掲載

(1) 建設指導課は、募集する団地の概要など、公募に関する一切の書面を共同システム内で確認できるように作成すること。

(2) 募集案内書には、申請者の希望する団地に錯誤が生じないよう、抽選を行う単位ごとに申込番号を付すこと。

《掲載例》

申込番号	団地名	構造・規模	住宅番号	居室の概ねの広さ(畳)	建設	家賃(円)	浴槽	エレベータ	駐	戸数	備考
1		3階建 2LDK	1-107	11.3 6.6 5.8	R2年	18,900~37,000円	有	有	有	2	
			1-206								

申込番号	団地名	構造・規模	住宅番号	居住室の概ねの広さ(畳)				建設	家賃(円)	浴槽	エレベータ	駐	戸数	備考
2		3階建 2DK	1-303	6.6	6	4.5		R2年	15,200~29,800円	有	有	有	1	

(3) 共同システムへの掲載にあたっては、別添「電子申請により道営住宅入居申込をされる方へ」を併せて掲載すること。

### 3 入居申込に係る処理

- (1) 電子申請された申込データは、あらかじめ付与された利用者IDに付随する建設指導課代表メールアドレスあて到達通知により共同システムで確認するものとする。
- (2) 到達通知を受けた建設指導課は、共同システムにおいて入居申込書の優遇措置対象項目欄について入力誤りがあった場合は、訂正するものとする。
- (3) 建設指導課は、共同システムにより訂正を行った後、申込期間終了後に受理を行い、入居申込書のほか、申込データ(CSV)を指定管理者に送付等する。  
なお、送付等に当たっては、簡易書留による郵送など、個人情報保護に十分配慮すること。
- (4) 指定管理者は、建設指導課から送付等があった申込データに抽選番号及び抽選口数を追記したデータ及び抽選番号を付与した抽選番号一覧表を建設指導課に提出するとともに、当該一覧表をホームページで公表するものとする。
- (5) 建設指導課は、前号の一覧表を受理後、共同システムにおいて承認処理を行うとともに、簡易通知書を入居申込者あて発行するものとする。  
なお、簡易通知書発行の際には、前号の一覧表及び次の事項を記載した文書を添付するものとする。

- ① 仮当選した場合であっても、審査の結果、記載内容の誤りや入居資格要件を欠いていることが判明した場合は、仮当選を取り消す場合があること
- ② 抽選会の開催日時及び場所
- ③ 仮当選後の入居申込者への連絡方法
- ④ 抽選結果の公表方法
- ⑤ 入居申込書の訂正箇所

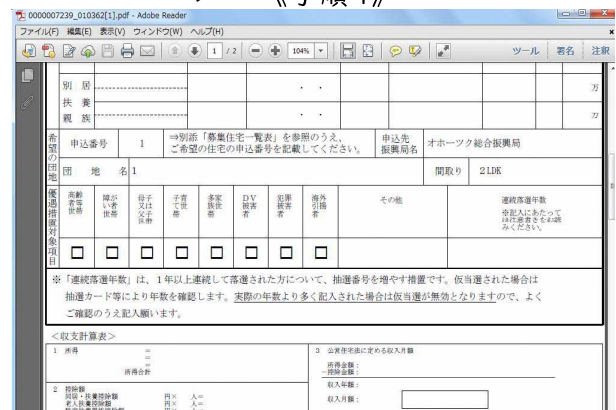
《手順1》

《手順2》



《手順3》

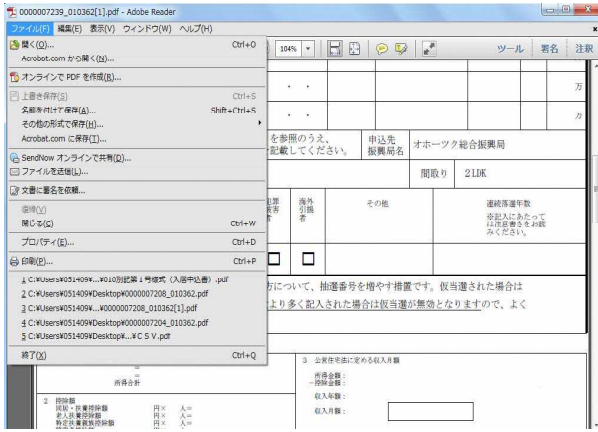
《手順4》





《手順5》

《内容確認後、手順6》



《手順7》

《手順8》



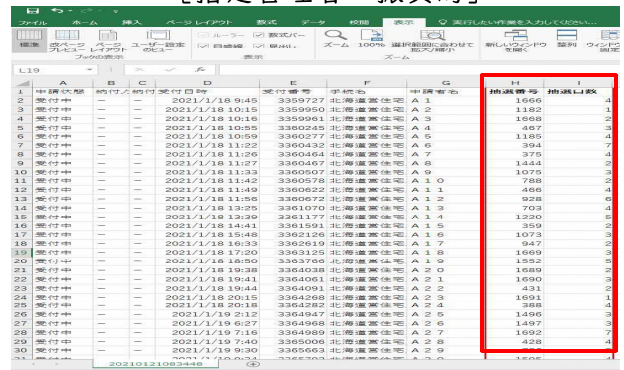
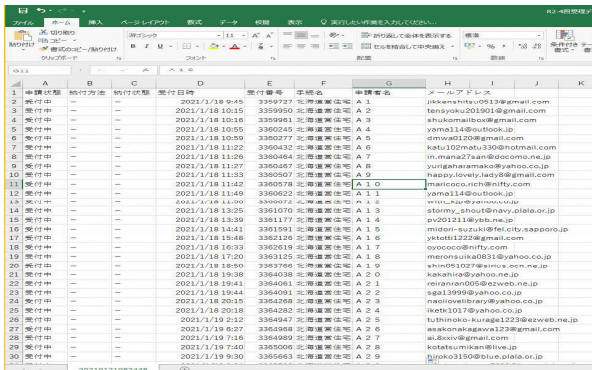
《手順9》

《手順10》



《手順11 CSVデータ》

《手順12》  
[指定管理者→振興局]



《手順13》  
〔抽選番号一覧表〕

令和〇年度第〇回道営住宅入居者募集受付抽選番号

受付番号	抽選番号
3359727	1666
3359950	1182
3359961	1668
3360245	467
3360277	1185
3360432	394
3360464	375
3360467	1444
3360507	1075
3360578	788
3360622	466
3360672	928
3361070	703
3361177	1220
3361591	359
3362126	1073
3362610	947

《手順14》

《手順15》

《手順16》

《手順17》

《手順18》

《手順19》

《手順20》